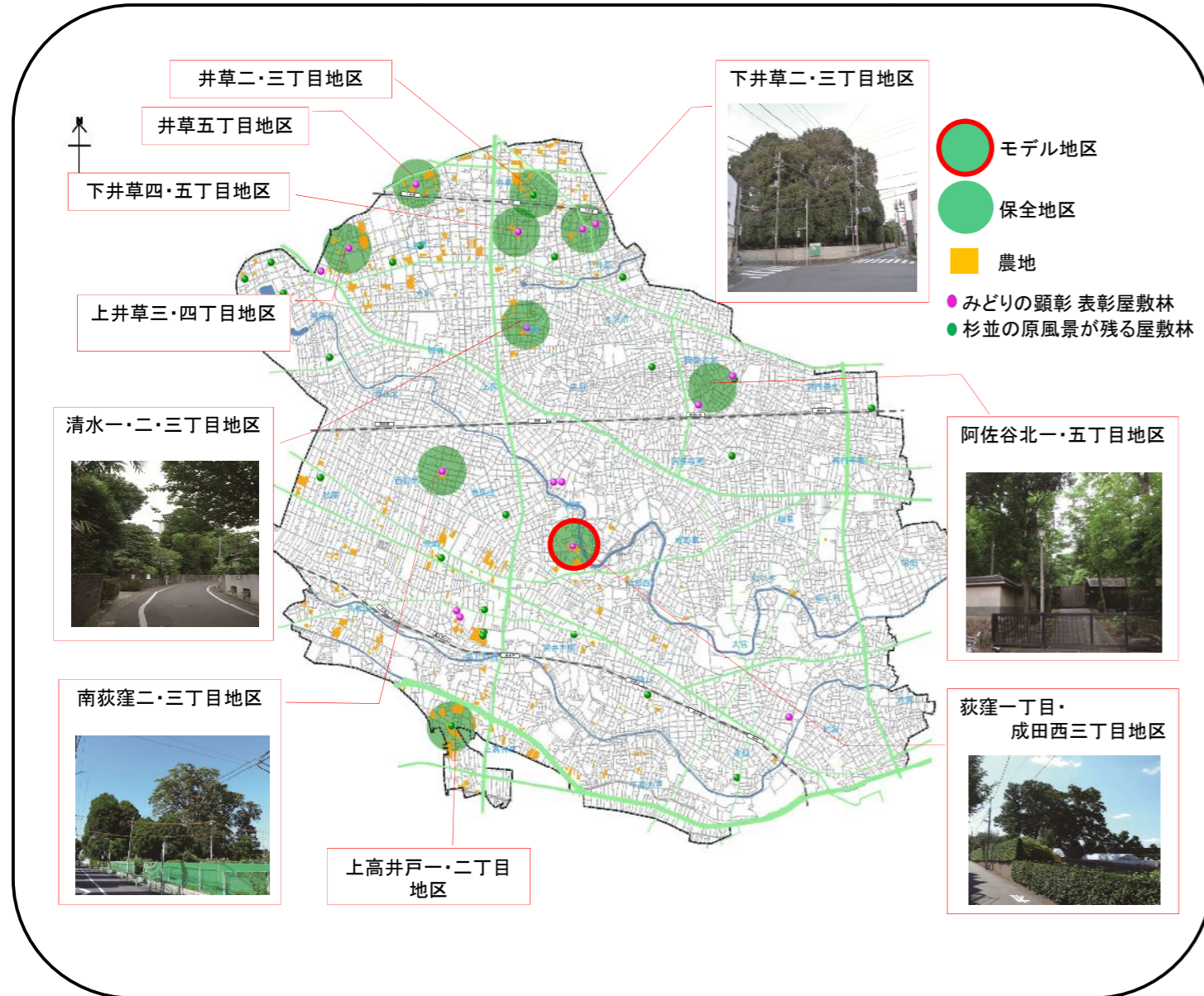


杉並らしいみどりの保全地区



今後のスケジュール

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
モデル地区での取組準備	モデル地区での取組		保全地区での取組	
		検証		

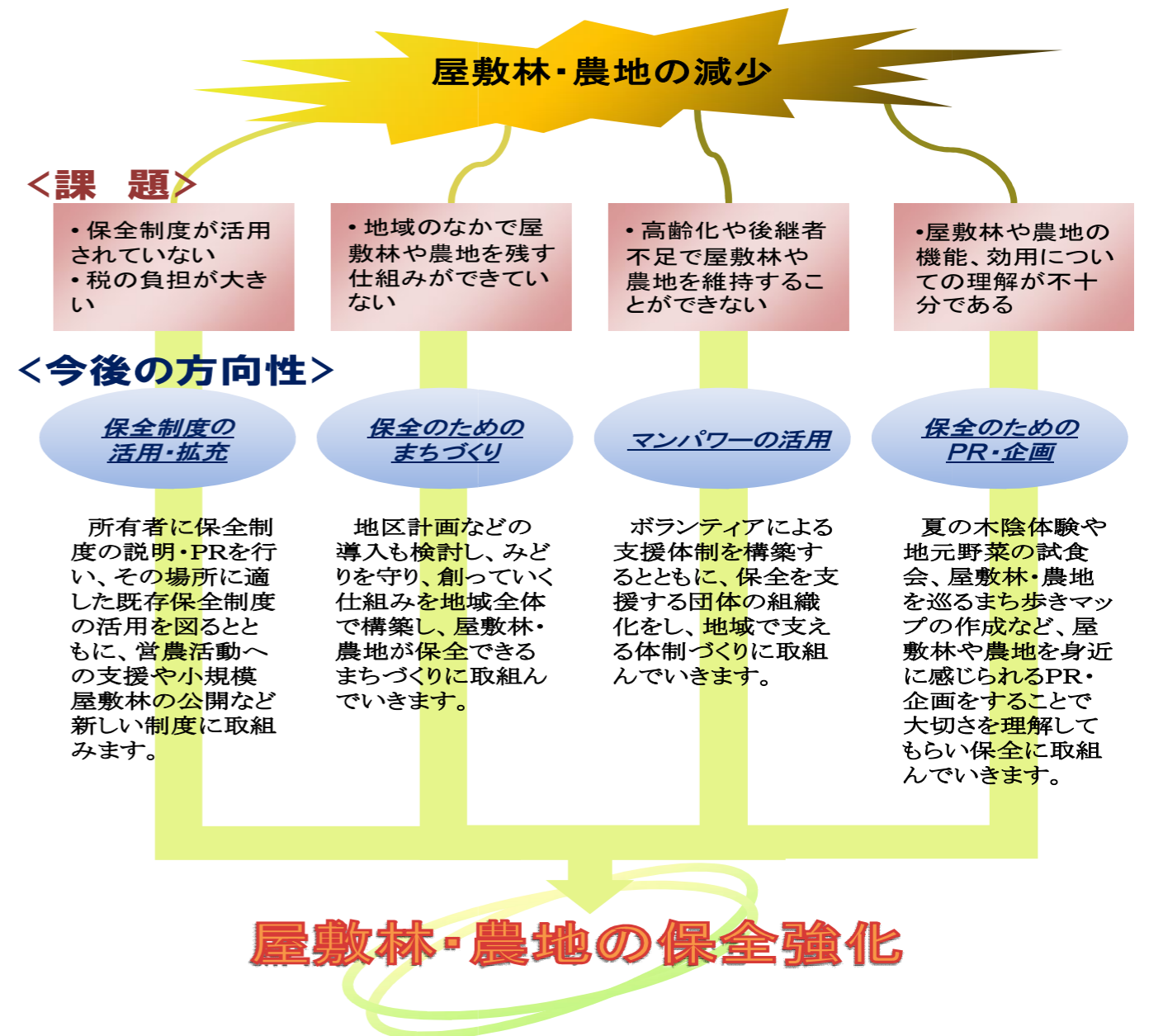


杉並区緑地保全方針 概要版

杉並区のみどりは、杉並の原風景といえる屋敷林や農地といった私有地のみどりが全体の約7割を占めています。このまとまりのあるみどりを後世に引き継いでいくことが、みどり豊かな住宅都市の実現には欠かせません。区では、この貴重なみどりを、重点的に保全するため、「杉並区緑地保全方針」を定め屋敷林・農地の保全を図り、周辺のみどりと相互につなげる効果的な取組を行うことで、杉並らしい風景を後世にのこし、いつまでも暮らしやすい魅力ある「みどりの住宅都市 杉並」の実現を目指します。

緑地の現状と課題及び今後の方向性

- 屋敷林は、昭和52年に約72haあったものが、平成24年には約38haまで減少しました。
- 農地は、昭和60年に約100haあったものが、平成24年には約49haまで減少しました。



モデル地区での先行取組

杉並のほぼ中央に位置する一団の屋敷林・農地が存在する「荻窪一丁目・成田西三丁目地区」をモデル地区として、保全に向けた取組を行い検証します。

モデル地区(荻窪一丁目・成田西三丁目)での取組展開

保全制度の活用・拡充

- <核となる屋敷林>(現状:保護樹木・貴重木に指定)
- 樹木維持管理の支援
 - ・基準に合う樹木については保護樹木・貴重木として追加指定
 - ・樹木医の派遣
 - ・シンボリックな樹木(保護樹木・貴重木含む)の維持管理支援
 - 屋敷林を活かした付加価値づくりの支援
 - ・落ち葉を利用して腐葉土を作るためのコンポスト等の資材の提供
 - 屋敷林を公開するための制度の新設
 - ・屋敷林を公開するための協定を結び、自然観察やイベント等で使用できる制度。協定によりボランティアの派遣などの維持管理を支援

- <核となる農地>(現状:生産緑地に指定)
- 営農活動支援費補助制度の活用
 - 農地を活かした付加価値づくりの支援
 - ・農業体験農園の運営支援
 - ・防災兼用農業用井戸の整備助成の活用

保全のためのPR・企画

- <PR>
- 広報等で屋敷林・農地の効用や保全をPR
 - 地産地消情報マップ、屋敷林・農地を巡るまち歩きマップの作成
 - ・農産物直売所等の情報や散策ルートが載ったマップを作成
- <企画>
- 屋敷林・農地の所有者とタイアップした講座・イベントの開催
 - ・落ち葉感謝祭、自然観察会、野鳥観察会等の開催
 - ・オープン屋敷林(オープンガーデンの屋敷林版)による屋敷林自慢
 - ・屋敷林イルミネーションの実施(まちの新たな景観資源)

保全のためのまちづくり

- 農の風景育成地区制度の導入の検討
- 農地を農業公園や区民農園として活用し農に親しむ環境づくり
- 核となる屋敷林や農地に加え、地域内にある他の屋敷林・農地についても保全制度を活用したネットワークの構築
- 接道部緑化の推進による屋敷林・農地を含めた地域の景観向上

マンパワーの活用

- 保全を支援する(仮称)みどりの支援隊の設置
 - ・(仮称)みどりの支援隊を募集(みどりのボランティア、援農ボランティア含む)
 - ・(仮称)みどりの支援隊による企画づくり、年間計画の作成
- みどりの講座やボランティア活動講座による人材育成
 - ・定期的に人材育成のための講座を開催
- ボランティアへの支援体制の構築
 - ・情報交換の場やボランティア同士のネットワークづくりを支援

杉並らしいみどりの保全地区の選定

区民共有の財産である屋敷林・農地の保全については「杉並らしいみどりの保全地区」(以下「保全地区」という)を定め、モデル地区での先行取組の検証結果を踏まえて重点的に取組んでいきます。

選定基準

- みどりの顕彰表彰屋敷林※を中心とした杉並の原風景が残る屋敷林と農地が一団として残る場所を含む地区
 - 鉄道駅近くに残る希少な、みどりの顕彰表彰屋敷林が集積した場所を含む地区
- ※ みどりの顕彰表彰屋敷林：平成24年度に実施。杉並の屋敷林を後世に残していくことを目的とし行われ、20か所の屋敷林が表彰対象に選ばれた。

杉並らしいみどりの保全地区 10か所を選定

今後、この10か所については、所有者の意向を把握しながら、具体的なみどりの保全に取り組んでいきます。また、この10か所の保全地区以外の区内に点在する屋敷林・農地についても区民・地域と連携して守っていきます。

保全地区での取組

「荻窪一丁目・成田西三丁目地区」のモデルとしての保全取組の検証結果を活かし、保全地区では以下のような取組項目を核として、それぞれの地域特性を踏まえた取組を実施していきます。

保全制度の活用・拡充

核となる屋敷林・農地については、所有者に保全制度の十分な説明、PRを行い、所有者の意向を把握しながら、必要に応じて特別緑地保全地区や生産緑地地区の指定などの都市計画制度の活用を図っていきます。

<核となる屋敷林>

- 樹木維持管理の支援
 - (保護樹木・貴重木の追加指定、樹木医派遣などによる支援等)
- 屋敷林の特性を活かした付加価値づくりの支援
 - (腐葉土を作るためのコンポスト等の資材提供等)
- 屋敷林を公開するための制度の新設
 - (公開することで、維持管理を支援する制度等)

<核となる農地>

- 営農活動支援費補助制度の活用
- 農地の特性を活かした付加価値づくりの支援
 - (防災兼用農業用井戸の整備助成等)
- 宅地化農地の生産緑地への指定促進

保全のためのまちづくり

- 保全型地区計画、環境形成型地区計画、農の風景育成地区制度の導入の検討
- 農業公園や区民農園を活用し農に親しむ環境づくり
- 核となる屋敷林や農地に加え、地域内にある他の屋敷林・農地についても保全制度を活用したネットワークの構築
 - (災害時にオープンスペースを活用できるような仕組づくり)
- 接道部緑化の推進による屋敷林や農地を含めた地域の景観向上

マンパワーの活用

- 保全を支援する(仮称)みどりの支援隊の設置
 - (みどりのボランティア、援農ボランティアを含む)
- みどりの講座やボランティア活動講座による人材育成
 - (保全に関する知識や技術の向上)
- ボランティアへの支援体制を構築
 - (ボランティア同士の情報交換、交流の場づくり)

保全のためのPR・企画

- <PR>
- 広報等で屋敷林・農地の効用や保全をPR
 - 地産地消情報マップ、屋敷林・農地を巡るまち歩きマップの作成
 - 地場農業のPR
 - (アグリフェスタ・農業祭等)
- <企画>
- 屋敷林・農地の所有者とタイアップした講座・イベントの開催
 - 地産地消流通システムの構築

税制度改正の要請

屋敷林・農地を保全するには、相続税や固定資産税等の税負担の軽減が大きな課題です。屋敷林・農地を保全するにあたり、これまで区は、国、東京都へ都市緑地法、農地法、生産緑地法等の法律や相続税等の税制の改正を働きかけてきましたが、今後も引き続き要請していきます。

<主な要請事項>

- 相続税の支払負担を軽減する抜本的な措置を講じること
- 貸し付けた農地についても相続税納税猶予制度の対象とすること
- 500㎡未満の宅地化農地を生産緑地指定できるよう要件を緩和すること